



令和4年 第2回定例会：11月10日

## 彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

## 令和4年第2回彩北広域清掃組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	4
○出席議員（10名）	4
○欠席議員（0名）	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	4
○開 議（午後 1時30分）	5
○諸般の報告	5
○開 会（午後 1時31分）	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
議会運営委員長報告	6
採決	6
○議案第4号ないし議案第6号の一括上程、提案説明	7
石 井 直 彦 管理者	7
内 山 正 一 事務局長	8
○上程議案の質疑	10
質疑 10番 竹 田 悦 子 議員	10
答弁 内 山 正 一 事務局長	11
再質疑	12
再答弁	12
○上程議案の討論	13
10番 竹 田 悦 子 議員	13
○上程議案の採決	13
○議案第7号及び議案第8号の一括上程、提案説明	14

石井直彦 管理者	14
内山正一 事務局長	15
○上程議案の質疑～採決	16
○議案第9号及び議案第10号の一括上程、提案説明	17
石井直彦 管理者	17
小巻健二 会計管理者	18
内山正一 事務局長	20
○上程議案の質疑	21
質疑 4番 細谷美恵子 議員	21
答弁 内山正一 事務局長	22
再質疑	22
再答弁	23
質疑 10番 竹田悦子 議員	23
答弁 内山正一 事務局長	23
再質疑	24
再答弁	24
○上程議案の討論～採決	25
休憩（午後 2時40分）	25
<hr/>	
再開（午後 2時50分）	25
○一般質問	25
5番 小泉晋史 議員	25
答弁 石井直彦 管理者	26
再質問	27
再答弁	27
8番 高橋弘行 議員	27
答弁 内山正一 事務局長	28
再質問	30
再答弁	31

4番 細谷 美恵子 議員	3 2
答弁 石井 直彦 管理者	3 3
再質問	3 4
再答弁	3 4
10番 竹田 悦子 議員	3 4
答弁 内山 正一 事務局長	3 6
再質問	3 7
再答弁	3 8
○特定事件の委員会付託	3 9
○閉会（午後 3時39分）	4 0
<hr/>	
○署名議員	4 1

彩広清告示第2号

令和4年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を、11月10日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和4年10月31日

彩北広域清掃組合  
管理者 石井直彦

令和4年第2回彩北広域清掃組合議会定例会会議録

○議事日程

令和4年11月10日（木） 午後1時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第4号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例）

議案第5号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例及び彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）

議案第6号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合個人情報保護条例の一部を改正する条例）

第4 議案第7号 彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 彩北広域清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第5 議案第9号 令和3年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 令和4年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）

第6 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	小泉晋史 議員	1 広域行政について (1) 管理者が考える良好な広域行政の在り方について (2) 本組合における管理者の役割について
2	高橋弘行 議員	1 鴻巣市の彩北広域清掃組合脱退及び現焼却施設解体関連事項について (1) 鴻巣市は2022年度中の脱退の意向を行田市に伝えたが、脱退期限は今も変わらない

		<p>いか</p> <p>(2) 鴻巣市が脱退した場合、現組合ごみ焼却施設の解体費用と敷地内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等の除去処分費用は全て行田市が負担するのか</p> <p>(3) 負担金検討部会における、鴻巣市、行田市、彩北広域清掃組合の構成メンバーを聞きたい</p> <p>(4) 負担金検討部会の職務は何か</p> <p>(5) 負担金検討部会、これまで決定した事項を聞きたい</p> <p>(6) 現組合ごみ焼却施設の解体費用</p> <p>(7) 敷地内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等の除去処分方法</p> <p>(8) 敷地内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等の除去処分費用</p>
3	細谷美恵子 議員	<p>1 組合構成市である鴻巣市にかかる新聞報道（毎日新聞7/15、埼玉新聞7/16、読売新聞8/2）について</p> <p>(1) ①、②について正・副管理者の所見を問う</p> <p>① 令和2年3月の負担金見直し要望について</p> <p>② 令和4年3月の組合からの脱退通告について</p>
4	竹田悦子 議員	<p>1 構成市の「ゼロカーボンシティ宣言」を受けて、本組合の取組について</p> <p>(1) 地球温暖化が進む中で、2050年までに二酸化炭素排出量をゼロにするために、2030年までの取組が重要とされています。構成市の「ゼロカーボンシティ」宣言を受けて、ごみ焼却を行っている本組合としても、二酸化炭素排出量ゼロにする計画を持つことについて。とりわけ二酸化炭素排出の要因となっている、廃プラ、ビニールの排出を抑える為に、構成市と連携した取組を行うことについて</p> <p>2 現行施設の解体費用について</p> <p>(1) 2017年第3回定例会において、本施設の解体に関する費用について、当時他の議員の質問に対し、約2.4億円と答弁しているが、最終的な数字は示されていません</p> <p>組合では積立をしないとの事ですので、組合として責任を持って、構成市に対し数字を示すことについて</p> <p>3 精密機能検査結果について</p> <p>(1) 昨年度行われた精密機能検査の結果と評価、今後の対応について</p>

		4 負担金をめぐる協議の進捗について (1) 新聞等でも報道されているが、協議の実態と進捗について
--	--	--

第7 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（10名）

1 番	町 田	光	議 員	2 番	小 林	修	議 員
3 番	柴 崎	登 美 夫	議 員	4 番	細 谷	美 恵 子	議 員
5 番	小 泉	晋 史	議 員	6 番	芝 寄	和 好	議 員
7 番	江 川	直 一	議 員	8 番	高 橋	弘 行	議 員
9 番	吉 田	豊 彦	議 員	10 番	竹 田	悦 子	議 員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

石 井	直 彦	管 理 者
並 木	正 年	副 管 理 者
小 卷	健 二	会 計 管 理 者
江 森	裕 一	参 与
高 坂	清	参 与

○ 事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山	正 一
主 幹	今 井	剛 史
書 記	福 田	延 孝



午後 1時 30分 開議

---

△諸般の報告

○内山正一事務局長 本日皆様には、公私ともご多忙のところ本組合議会の定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

開会前ではございますが、ご報告させていただきます。任期満了に伴う、本年7月の鴻巣市長選挙で、並木正年様が鴻巣市長にご当選されました。

組合規約第10条第2項により、管理者及び副管理者は協議により、構成市の長のうちからこれを定めるとあり、過日、ご協議をいただき、本年8月1日より並木鴻巣市長が当組合の新副管理者となられましたので、ここにご報告させていただきます。

---

午後 1時 31分 開会

○吉田豊彦議長 組合議会の定例会を開会させていただきます。

改めて、皆様、こんにちは。本日は、皆様には公私とも極めて多忙なところ、本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和4年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を開会させていただきます。出席議員が10名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よろしく願いいたします。

それでは、着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

---

△議事日程の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

---

△会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

4番 細谷美恵子 議員

5番 小泉 晋史 議員

以上、2名の方をお願いいたします。

---

△会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 8番 高橋弘行議員。

[高橋弘行議会運営委員長 登壇]

○高橋弘行議会運営委員長 それでは、議会運営委員会委員長の報告をさせていただきます。

当委員会は、去る11月4日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配付いたしております、令和4年第2回彩北広域清掃組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

△議案第4号ないし議案第6号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第3、議案第4号ないし議案第6号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 本日ここに、令和4年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中ご参集賜り、心から厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の域に達しておりません。本組合におきましても、現施設の安定的な処理を継続するため、事務局職員及び現場の作業員一同、できる限りの感染防止対策を引き続き講じてまいります。議員各位におかれましても、引き続きのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

本定例会においてご審議いただく案件は、専決処分の承認を求める3議案、条例改正2議案、決算認定及び補正予算の合わせて7議案となっております。何とぞ慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第4号ないし議案第6号について、議事日程の順序に従い説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。議案第4号、専決処分の承認を求めるについてでございます。なお、専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により行ったものでございまして、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものであります。

本案は、彩北広域清掃組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、組合構成市における状況を踏まえ、地方公務員法第28条第4項に基づき、職員の失職の特例規定を追加するため、条例の一部を改正したものであります。

続きまして、議案書4ページ、議案第5号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本案は、彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例及び彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、昨年8月の人事院勧告に基づく国や構成市の状況を踏まえ、組合職員及び会計年

度任用職員の期末手当の支給割合の引下げ等を行うため、条例の一部を改正したものであります。

続いて、議案書 8 ページ、議案第 6 号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本案は、彩北広域清掃組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、組合構成市における状況を踏まえ、関係法令の整備状況に対応するため、条例の一部を改正したものであります。

なお、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○吉田豊彦議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[内山正一事務局長 登壇]

○内山正一事務局長 それでは、議案第 4 号ないし議案第 6 号について、細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます議案書の 1 ページをお開きください。議案第 4 号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本案は、彩北広域清掃組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したことから、同条第 3 項の規定により組合議会にご報告し、承認を求めるものでございます。

職員の失職については、地方公務員法第 16 条において「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」などの欠格条項が規定されており、これらに該当するに至った時は、同法第 28 条第 4 項において、「条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。」とされております。この特別の定めを条例に規定することについて、埼玉県では人事委員会からの失職特例に関する規定を整備することが適当である旨の意見の申出を踏まえて、平成 27 年 2 月議会で成立したほか、構成市では行田市が平成 29 年 12 月議会、鴻巣市が平成 28 年 3 月議会にて条例の一部改正が行われました。内容としては、埼玉県及び構成市の改正条例を踏まえ、地方公務員法第 28 条第 4 項に基づく職員の失職の特例規定を追加するため、所要の改正を行ったものでございます。昨年度、行田市が行田羽生資源環境組合の設立に向け例規の整備を進めていた際に、本組合の当該条例が行田市における改正前のままであると

の指摘をいただき、職員の権利に関わる事項であり、早急に是正すべき内容であることから、組合の2月議会終了後でもあったため、本年3月11日に専決処分いただき、同日付で公布しております。

改正内容についてご説明いたします。参考資料、新旧対照表の1ページをお開きください。第5条として、失職の特例を新設しております。過失により禁錮刑に処せられても、刑の執行が猶予された場合は、情状により職を失わないものとする旨などを失職の特例として条例に規定するものでございます。

また、第1条中の改正は、第5条の新設に伴う用語の整備であり、改正前の第5条は第6条としております。

議案書に戻りまして、4ページをお願いいたします。議案第5号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本案は、彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例及び彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号同様、専決処分したことから組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。なお、本給与条例改正は、人事院勧告に基づく国の給与法改正及び構成市における本年3月議会での条例改正を考慮し、組合一般職及び会計年度任用職員の期末手当の割合の引下げを行ったものでございまして、本年3月24日に専決処分いただき、同日付で公布しております。

新旧対照表の2ページ、3ページをお願いいたします。第1条の規定による改正内容は、組合職員の給与に関する条例の一部改正となっております。第16条の2の期末手当に関する規定の改正です。期末手当の支給割合を再任用職員以外の職員について100分の127.5から100分の120に、再任用職員について100分の72.5から100分の67.5に引下げを行うものでございます。

次に、新旧対照表3ページをお願いいたします。第2条の規定による改正内容は、組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正となっております。第2条第10項に規定する期末手当の支給割合を100分の127.5から100分の120に引下げを行うものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、6ページをお願いいたします。附則第2項では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を定めておりまして、令

和3年12月に期末手当を支給された職員については、その支給額に127.5分の15を掛けて得た額を本年6月支給の期末手当から差し引いて支給することとしております。これは国の改正給与法に倣った措置であり、令和3年8月の人事院勧告で示された期末手当の引下げ分を令和4年6月支給の期末手当で調整を行う規定となっております。

続きまして、8ページになります。議案第6号、専決処分の承認を求めるについてをお願いします。本案は、彩北広域清掃組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、前2議案同様、専決処分したことから組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月に公布され、同法の附則第2条により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることとなりました。これに伴い、構成市においては、本年3月定例会にて関係条例の所要の改正が行われたところでございますが、本組合においても、同法の施行日である令和4年4月1日までの改正が必要なことから、本年3月24日に専決処分いただき、同日付で公布したものでございます。

新旧対照表4ページ、5ページをお願いいたします。第2条第2号ア及び第6条第4項中とも、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を引用して定義している部分について、「個人情報の保護に関する法律」を引用するよう一部改正を行っております。

以上で、議案第4号ないし議案第6号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって説明は終わりました。

---

#### △上程議案の質疑

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方はご通告願います。

それでは、通告がありますので、発言を許します。

—————10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 では、専決処分の議案第4号から質問をさせていただきます。

今回の議案提出となった経緯については、先ほどのご説明でよく分かりました。ですので、3月11日を施行としていますが、例えば県は平成27年、行田市は平成29年、鴻巣市は平成28年に施行されていますが、その間に何人か職員が問題がなかったから今日まで来ていると思うのですけれども、条例改正を県、市がそれぞれやっているけれども、やらなかったことによって、これは例えばの話で申し訳ないのですけれども、そういうふうに禁錮になった場合、職員が出た時に、いわゆる利益を遡及すべきではないかと思うのですけれども、その間の、もしこういう事例があった場合はどのように対応されたのかが、想定の話で申し訳ないのですけれども、そういうことがどうなのかということと、今回、今日条例改正になったということは、対象の職員がいなかったということの受け止めでよいのか、お伺いをしたいと思います。

それから、あと、今回、行田市と羽生市で一部事務組合、ごみの事業を進めるに当たって例規集の整合性を図るためにやったら、抜けていたということが分かりました。そういう点では、他に例規集の中でこれまで、齟齬というか、これまでやった中で、他に欠けているものがなかったのかどうか、その質問をいたします。

それから、議案第5号ですけれども、この物価高で期末手当が減るというのは、すごく大変なことだというふうに思いますが、今回の条例改正による影響額と平均の金額がいくらだったのか。引下げに伴う影響額は平均いくらだったのかということをお聞きしたいと思います。

また、会計年度任用職員がいるのかも、ちょっと分かりませんが、会計年度任用職員、それから再任用職員の影響、また異動による影響は職員にとってどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、議案第6号ですが、今回の条例改正、国の法律が変わることによって影響がどのようになると考えておられるのか。以上、お聞きします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 竹田議員の質疑に順次お答えいたします。

順番が違いますが、まず議案第4号で、該当する職員がいなかったかどうかということなのですけれども、いませんでした。

改正の年度が県と構成市で違うということで、その間にあった場合はどうだったかということなのですけれども、実際、その場合、対象者がいたかどうかの確認はしておりません。

次に、議案第5号の引き下げに伴う影響額についてでございますが、対象となる職員が4名で19万7,444円になります。平均でございますが、平均は4万9,000円になります。

また、異動による影響でございますが、令和3年の12月1日にいた自治体から令和4年の6月1日にいる自治体が違った場合は、該当しなくなります。減額されなくなります。以上です。

そして議案第6号で条例改正の影響でございますが、影響はございません。以上になります。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 再質というか、答弁漏れをまずお伺いしたいと思います。私の表現の仕方が悪かったかもしれませんが、議案第4号の質疑の中で、今回、行田市と羽生市で、いわゆる彩北広域清掃組合の例規集を付き合わせていたところ、ここの箇所が改正されていなかったということで分かって条例改正になったということです。ですから、そういう点で言うと、今回出てこなかったということは、ほかに条例改正の抜けているところはなかったのかということを確認したいと思います。答弁漏れです。

それから、議案第5号で、先ほど1人平均4万9,000円、5万円近く期末手当で減っているということは大変だと思うのですけれども、異動によって自治体が違う場合、ここも一部事務組合として一つの地方公共団体ですので、自治体が違う場合の影響はないということですので、異動の場合の職員は影響ない。では、再任用とか、それから会計年度任用職員がいたのかどうか分かりませんが、その人たちへの影響はなかったのかということを確認したいと思います。以上です。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 竹田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、順番が違いますが、議案第5号に関しましては、組合には対象者がおり



ませんでした。

続きまして、議案第4号のご質疑でございますが、組合としては構成市を参考として条例等改正しておりますので、今後におきましても漏れがないように努めてまいります。よろしく願いいたします。今まではありません。

○吉田豊彦議長 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 他に質疑はありませんので、質疑を終結させていただきます。

---

#### △上程議案の討論

○吉田豊彦議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

討論の通告がありますので、討論を行います。

反対討論の発言を許します。———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 議案第5号、専決処分について、もう行為としては終わっていますけれども、この物価高で、1人平均約5万円近く給料が下がってしまうということは、私も構成市の鴻巣市でも反対をしましたがけれども、職員の皆さん、本当に頑張っていたいただいている職員の皆さんの期末手当が減ることについては反対といたします。

○吉田豊彦議長 他に討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 他に討論はありません。これをもって、討論を終結いたします。

---

#### △上程議案の採決

○吉田豊彦議長 次に、順次採決いたします。

初めに、議案第4号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第5号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認する

に賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手多数と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第6号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

---

△議案第7号及び議案第8号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、議案第7号及び議案第8号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 それでは、議案第7号、彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第8号、彩北広域清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、関連がございますので、一括して説明申し上げます。議案書の11ページないし19ページをお願いいたします。

改正の趣旨といたしましては、国が進める妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置として関係法令の改正が行われたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第7号は男性職員の育児参加に関わる特別休暇などについて、議案第8号は職員及び非常勤職員の育児休業に係る規定などについて、条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○吉田豊彦議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[内山正一事務局長 登壇]

○内山正一事務局長 それでは、議案第7号及び議案第8号について、細部説明を申し上げます。議案書の11ページから19ページになります。

議案第7号及び議案第8号の2件の条例改正は、国が進める妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として関係法令の改正等が行われたことに伴い、地方公共団体においても所要の措置を講じる必要があるため、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。構成市におきましても、本年9月定例議会にて関係条例の一部改正が行われております。

まず、議案第7号、彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

国家公務員において、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づく職員の勤務時間、休日及び休暇に係る人事院規則の一部改正があり、男性の育児参加のための休暇の対象期間が拡大されており、同様の改正を行うものでございます。

新旧対照表6ページをお願いいたします。第8条の2、第9条及び第12条の改正につきましては、用語の整備でございます。

7ページ、8ページをお願いします。第14条第2項の改正は、第15号として特別休暇に男性の育児参加のための休暇を新設するとともに、用語の整備を行っております。続く別表の改正も用語の整備となっております。

議案書に戻りまして、12ページをお願いいたします。附則にて、この条例の施行日を公布の日からとしております。

続きまして、13ページ、議案第8号、彩北広域清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

国家公務員の育児休業等に関する法律に基づく職員の育児休業等に係る人事院規則の一部改正があり、育児休業の取得回数制限の緩和や非常勤職員に係る育児休業の取得の柔軟化等が規定されました。本組合の関係条例である職員の育児休業等に関する条例は、上位法である地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき整備されている条例でございます。このたびの改正内容は、当該育児休業法において条例での規定が求められている事項についての改正が主な内容

となっております。

新旧対照表の 9 ページから 15 ページになりますが、第 2 条、第 2 条の 3、第 2 条の 4、第 3 条、第 3 条の 2、第 21 条、第 22 条の改正は、非常勤職員に関する事項を追加規定するものでございます。

14 ページになりますが、第 7 条は用語の整備、第 11 条は育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に変更するものです。

最後に、16 ページ、第 25 条、第 26 条の規定は、職員の妊娠または出産等に係る育児休業制度が不利益なく実施できる環境整備などに関する措置を定めるものでございます。

議案書に戻りまして、19 ページをお願いいたします。附則第 1 項は施行期日で、この条例の施行日を公布の日からとしております。

附則第 2 項は、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に関する経過措置となっております。

以上で、議案第 7 号及び議案第 8 号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって説明は終わりました。

---

#### △上程議案の質疑～採決

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次、採決いたします。

初めに、議案第 7 号、彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、彩北広域清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

---

△議案第9号及び議案第10号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第5、議案第9号及び議案第10号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 それでは、議案第9号及び議案第10号について説明申し上げます。議案書の20ページからでございます。

議案第9号、令和3年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算の総額は歳入が5億7,093万2,995円で、歳出が5億2,935万4,572円で、歳入歳出差引額は4,157万8,423円となっております。

なお、本件は既に監査委員の審査を終了しており、その審査意見書並びに関係資料として、決算付表を配付させていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、議案書の23ページからとなりますが、議案第10号、令和4年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

本案は、前年度決算の確定に伴い所要の措置を講ずるものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出とも1,200万5,000円の増額でございます。歳出といたしましては事業費の追加となっております。財源といたしましては、前年度繰越金を充当しております。

以上で、議案第9号及び議案第10号の説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、会計管理者及び事務局長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○吉田豊彦議長 次に、議案第9号の細部説明を求めます。———会計管理者。

[小巻健二会計管理者 登壇]

○小巻健二会計管理者 それでは、議案第9号、令和3年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について細部説明を申し上げます。

まず、歳出からご説明いたしますので、別綴りの令和3年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の7ページ、8ページをお願いいたします。

まず、1款議会費の支出済額は、8ページの一番左の列になりますが、70万9,275円で、予算に対する執行率は76.43%となっております。1節報酬から12節委託料までは、組合議員の報酬、費用弁償及び組合議会運営に係る諸経費、17節備品購入費は、議会で使用するハンドマイク等の機器を購入したものでございます。

次に、2款総務費の支出済額は、8ページの中段になりますが、4,822万5,378円で、予算に対する執行率は95.13%となっております。1項1目一般管理費、支出済額の主なものとしましては、1節報酬は正副管理者及び会計年度任用職員1名の報酬、2節、3節、4節は組合職員6名の人件費、12節委託料及び13節使用料及び賃借料は、本組合の管理運営に必要な各種システムの保守点検委託料、機器の借り上げ及びシステムの利用料などでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金のうち、備考欄の一番上、埼玉県市町村総合事務組合負担金は、組合職員3名の退職手当に係る負担金、9ページ中ほど、2項監査委員費は、監査委員2名の報酬及び費用弁償でございます。

次に、3款事業費の支出済額は4億8,041万9,919円、予算に対する執行率は93.04%となっております。1目事業総務費は現施設に係る管理業務の諸経費を支出したもので、10節需用費、備考欄の一番上、消耗品費は施設で使用する消耗部品等を購入したもの、12節委託料は施設の各種管理業務及び廃棄物処理法に基づく測定検査業務の委託、13節使用料及び賃借料は事務機器

や最終処分場用地の借上料、15節原材料費は施設の補修材等の購入、11ページ、12ページをお願いいたします。26節公課費は、ばい煙を排出する事業所に排出量に応じて課せられる汚染負荷量賦課金、及び自動車重量税でございます。

2目維持管理費は、現施設の維持管理に係る費用で、10節需用費は、発注生産が必要な特別仕様の部材や燃料の購入及び施設の補修や機械の修繕を行ったもの、12節委託料は、焼却設備及び最終処分場浸出水処理施設の維持に係る各種業務の委託、13節使用料及び賃借料は施設内で使用する重機のリース、14節工事請負費は搬入道路舗装工事の施工、17節備品購入費は、焼却施設点検用機器や熱中症対策用大型扇風機を購入したものでございます。

次に、3目塵芥処理費は現施設の運転管理及び焼却灰等の処分費用で、10節需用費の備考欄の一番上、消耗品費は施設で使用する薬品類を購入したもの、12節委託料は焼却施設の運転保守管理及び焼却灰等の処分に関する委託料で、不用額は焼却灰の処分量が見込みを下回ったことによるものでございます。

4目地元対策費は、地元の環境保全事業を行っております2団体に対して交付金を支出したもの、5目基金費は、財政調整基金の定期預金運用利子を積み立てたものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。4款公債費、5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

一番下、歳出合計ですが、支出済額は5億2,935万4,572円で、前年度対比0.6%の減、予算額に対する執行率は93.03%、不用額は3,965万9,428円となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、1款分担金及び負担金は、組合規約に基づく行田市及び鴻巣市からの負担金、2款使用料及び手数料は事業系ごみの処理手数料の収入、3款財産収入は財政調整基金運用利子収入、4款繰入金は財政調整基金の取り崩し、5款繰越金は前年度繰越金、6款諸収入は預金利子及び雑入で、内訳は備考欄のとおりとなっております。

一番下、歳入合計の収入済額は5億7,093万2,995円で、前年度対比

0. 38%の増となっております。

次に、実質収支に関する調書についてご説明いたしますので、15ページをお願いいたします。まず、区分1、歳入総額は5億7,093万2,995円、2、歳出総額は5億2,935万4,572円、この歳入総額から歳出総額を差し引いた3、歳入歳出差引額は4,157万8,423円となります。この金額から、4、翌年度へ繰り越すべき財源の合計額を差し引いたものが実質収支額となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源の計はゼロ円となっております。よって、実質収支額は4,157万8,423円となります。

次に、右側16ページ、財産に関する調書についてご説明申し上げます。1、公有財産及び3、債権の決算年度中の増減はございませんでした。

2、物品は、ブルドーザー及びミニパワーショベルがそれぞれ1台ずつ減となったものでございます。

4、基金は、1,400万円を取り崩し、運用利子5万4,280円を積み立てた結果、決算年度中増減高は1,394万5,720円の減となり、財政調整基金の決算年度末現在高は1億8,006万7,739円となりました。

以上で、議案第9号についての細部説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、議案第10号の細部説明を求めます。———事務局長。

[内山正一事務局長 登壇]

○内山正一事務局長 それでは、議案第10号について細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます議案書の23ページをお願いいたします。議案第10号、令和4年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,395万6,000円とするものでございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げますので、議案書の31ページ、32ページをお願いいたします。3款財産収入、1項1目利子及び配当金、財政調整基金利子は、定期預金で運用しております財政調整基金の利率が当初の見込みを上回ったため、5,000円増額するものでございます。

4款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、前年度繰越金が確定し、当初の



見込みを上回ったため、財政調整基金の取り崩し額を2,400万円減額するものでございます。

次の5款繰越金、1項1目繰越金は、令和3年度からの繰越金4,157万8,423円のうち、3,600万円を補正財源として計上するものでございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げますので、議案書の33ページ、34ページをお願いいたします。まず、3款1項2目維持管理費における補正は、特定財源として財政調整基金からの取り崩しを見込んでおりましたが、前年度繰越金からの財源充当ができることから、財源内訳において特定財源、その他を2,400万円減額し、一般財源へ移行するものでございます。

次の3款事業費、1項3目塵芥処理費は、1,200万円の追加でございます。説明欄にありますとおり10節需用費の電気料を増額するもので、当初予算編成時には想定できなかった世界情勢などに起因する電気料金の急激な値上がりを受け、例年の使用量から年度末までの支出予測を行ったところ、来年1月以降の支払いに不足が生じてしまうことから、見込まれる不足分を増額補正するものでございます。

なお、電気料につきましては、当初予算では月平均524万5,500円を見込んでおりましたが、今年度は7月分から550万円を超え、直近の10月分は650万円弱となっております。

次の3款事業費、1項5目基金費は、先ほど歳入にて説明いたしましたが、財政調整基金の運用利率が見込みを上回ったことにより、24節財政調整基金積立金を5,000円増額するものでございます。

以上で、議案第10号の細部説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上で説明は終わりました。

---

#### △上程議案の質疑

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

—————4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 通告しておりますので、質疑をします。

議案第9号、令和3年度の決算書の方で、歳入歳出決算書の方の10ページの事業費の使用料及び賃借料というところで、最終処分場土地借上料99万8,607円というのがあります。こちら説明が、5,075平方メートル、行田市から土地を借り上げている、そこに対する賃借料だということだったと思いますが、これはどこのことを指すのかということが1点目です。

それから、2つ目は、12ページの維持管理費のところの委託料で、浸出水処理施設巡回保守点検業務委託料、これは最終処分場の浸出水の点検というふうに聞いたかと思います。これはどこのことを指すのかについて、2点目、伺います。

3点目は、同じく12ページの地元対策費の環境衛生事業交付金23万円、これは環境保全事業を行っている団体、2団体に交付しているというような説明があったかと思いますが、この交付先、地元とはどこを言うのですか。

この3点についてお願いいたします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 では、細谷議員の質疑に順次お答え申し上げます。

まず、10ページの最終処分場土地借上料とはどこかと、12ページの浸出水処理施設の委託料、最終処分場というが、どこかということですが、令和3年度決算附表の3ページをご覧いただきたいのですが、3ページが最終処分場概要ということでうたわれていまして、この8,000平方メートルのうち約5,000平方メートルが行田市の土地ということになります。この場所でございますが、この施設から通りに出ていただく間に右側に塀で囲まれた場所がございます、そこが場所になります。

次に、環境衛生交付金ということで、交付先の地元はどこかということですが、小針自治会と小針自治会野組の2団体になっていまして、小針自治会は、組合処理施設の周辺の環境保全事業、公害監視及び不法投棄の監視事業を行っていただいております、野組の方が組合処理施設周辺の環境保全事業と排水路清掃事業を行っていただいております。以上です。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。———4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 なぜこれを聞いたかといいますと、最終処分場ということで全て聞いているのですけれども、再質疑させていただきますが、そうします

と、今の対象地が小針クリーンセンターの8,000平方メートルのうちの5,000平方メートルだというようなことだったと思うのですけれども、それから環境衛生交付金は、この当該小針クリーンセンターの周りの小針自治会、小針野組ということで交付しているということだったのですけれども、では、長善沼というのが最終処分場ではないのですか。それをまず伺いたいです。最終処分場ということであれば、長善沼も最終処分場だというふうに私は聞いておりますが、最終処分場として長善沼はどのような位置にあるのかなということで伺います。その点について伺いたいと思います。

長善沼が最終処分場でないのであれば、ここに上がってこないのはいいのですけれども、最終処分場であるとするれば、あるというふうに聞いてますけれども、長善沼というのは。そうであれば、同様の交付金等々というのがあるのかどうか。そこについて再質疑します。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 お答え申し上げます。

長善沼は行田市の最終処分場でございます、この組合の最終処分場ではございません。以上です。

○吉田豊彦議長 他に質疑の通告があります。———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 議案第9号の令和3年度の決算についてお尋ねします。

決算書の11ページ、12ページ、焼却灰処分委託料が前年度と比べて減っているのです。これを見ると、決算の付表を見ますと、令和2年度と令和3年度と比べても、まず人口が減っている。それから、搬入量も減っている。当然併せて処分する量も減っているのですが、実際にそこで働く人たちの賃金も含めれば、全体の単価としてどのような変化があったのか。全体減っていますけれども、処分に関わる単価はどのようになっているのか、1点目にお聞きしたいと思います。

それと併せて、塵芥処理費で破砕物運搬業務委託料というのが、この令和3年度には新たな項目として出ているのですが、この内容についてお伺いしたいと思います。以上です。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 お答え申し上げます。

まず、議案第9号の関係ということで、焼却灰の処分の委託料ということでございますが、現在、委託先が太平洋セメントのみが委託先になっております。県と自治体が参画をしている協議会と、処分先であります太平洋セメント及び熊谷市において協定書が取り交わされておまして、1トン当たり焼却灰2万2,500円、ばいじん6万円の処分費に係る協定要件となっております。令和3年度まで変更はありませんでした。なお、本年度、令和4年度に焼却灰の単価が2,500円上がり2万5,000円となっております。

続いて、塵芥処理費の関係でございますが、破砕物運搬の関係でございますけれども、令和3年12月に実施をした施設補修に伴い、場外へ仮置きをした破砕処理が必要な植木類のごみを令和4年2月から3月にかけてプラットホームまで運搬する業務を委託したものでございます。以上です。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 分かりました。焼却灰処分の委託料と処分委託料の中で、先ほど協定であって令和4年度からは2,500円上がって2万5,000円になったと。ばいじんは変化がないのかどうか。6万円で依頼しているというふうに先ほどご説明ありましたが、令和4年度ではこの単価というののどのようになっているか、再質疑します。

それと、あと、破砕物の運搬については、年度の途中で増えたのですけれども、それは分かっていたのですけれども、なぜそのような問題意識になったのか。ここだけ確認したいと思います。以上です。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 お答え申し上げます。

まず、ばいじんに関しましては、同額の6万円でございます。変わりはありません。

続きまして、破砕物の運搬なのですけれども、これは臨時的に起きた運搬の委託になりまして、普段はございません。以上です。

○吉田豊彦議長 他に質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

△上程議案の討論～採決

○吉田豊彦議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

初めに、議案第9号、令和3年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

議案第9号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第10号、令和4年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 40分 休憩

---

午後 2時 50分 再開

---

△一般質問

○吉田豊彦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

———5番 小泉晋史議員。

[5番 小泉晋史議員 登壇]

○5番 小泉晋史議員 議席番号5番、小泉晋史でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従いまして一般質問を行います。

大きな1番、広域行政について、(1)管理者が考える良好な広域行政の在り

方について、(2) 本組合における管理者の役割についてでございます。

本組合は、昭和45年3月、行田、吹上ごみ焼却場組合の設立を起源として、これまでに構成市町村の増減や組合の名称変更等がございましたが、半世紀以上にわたり存続している組合であると認識しております。

さて、本組合同約第3条では、共同処理する事務として、組合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき構成市の可燃物を衛生的に処理及び処分し、生活環境を清潔にすることにより公衆衛生の向上を図るため可燃物焼却施設及び最終処分場の運営管理に関する事務を共同処理するとしており、第12条では、管理者の職務権限として、管理者は組合を統括及び代表し並びに組合の事務を管理し及び執行するとしております。

ところで、先般の新聞報道を見ますと、構成市において組合負担金の見直し協議が行われていることについて、様々な報道がされています。私も新聞報道を拝見し、現在協議中とのことでありましたが、そこで質問をさせていただきます。

管理者が考える良好な広域行政の在り方と本組合における管理者の役割について伺います。

以上が1回目の質問とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

初めに、ご質問の広域行政についての1点目、管理者が考える良好な広域行政の在り方についてでございますが、一つの市町村では適切に処理していくことが困難な事務に対応する場合や、複数の市町村で取り組む方が、より効率的で質の高い住民サービスが提供できる場合などに、それぞれの市町村がその行政区域を越えて連携、協力する取組が広域行政の制度であると理解しています。良好な広域行政とのことですが、行政区域を越え連携、協力する取組の体制が本一部事務組合でありますので、共同処理する事務を円滑に進めることが第一であると考えております。

次に、2点目の本組合における管理者の役割についてであります。議員の言葉にもありましたように、組合同約で、管理者の職務権限を「組合を統轄し、代

表する、組合事務を管理し執行する。」とありますことから、管理者の役割は、これらの職務を円滑に行うことであると理解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 再質問ありますか。———5番 小泉晋史議員。

○5番 小泉晋史議員 それでは、一通り答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。

大きな1番、(1)についてですが、現時点において組合における広域行政は良好であると考えているのか、見解を伺います。

次に、(2)についてですが、管理者の役割は管理者の職務権限を円滑に行うことであるとの答弁がありましたが、本組合の施設運営や構成市の信頼関係に影響を及ぼす可能性のある問題が発生した場合、問題の解決に向けて真っ先に行動を起こすことも重要な役割と考えます。その点について、管理者の考えを伺います。以上です。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 では、再質問にお答え申し上げます。

2点ございましたが、一括してお答えさせていただきます。現在、組合業務の運営については円滑に行われていると認識しております。しかしながら、構成市間において協議事項があり、円滑な施設運営の観点からは、2市により解決されることが望ましいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上で、小泉晋史議員の質問は終結いたしました。

次に、8番 高橋弘行議員。

[8番 高橋弘行議員 登壇]

○8番 高橋弘行議員 それでは、8番、高橋弘行でございます。一般質問通告してありますので、何点か質問させていただきたいと思っております。

今回、鴻巣市と行田市のいろんな諸問題について質問させていただきます。まず、鴻巣市は令和4年3月23日に行田市に、令和4年度をもって彩北広域清掃組合から脱退したいと文書で通告したと私は聞いております。また、今回、鴻巣

市の方では、新市長になった並木市長も、新聞報道では、脱退する方針を明らかにしたと、その方針であるというような、そのような新聞報道も私は聞きました。そのことを踏まえて、幾つかの質問をさせていただきます。

まず、鴻巣市は2022年度中の脱退の意向を行田市に伝えましたが、その脱退期限は今も変わらないのか、まず第一にお聞かせいただきたいと思います。ご質問にお答えできる範囲内で結構でございますので、組合の議会でありますので、答えられる範囲内で結構でございます。

2番目に、鴻巣市が脱退した場合、現組合ごみ処理施設の解体費用と敷地内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等の除去処分費用は全て行田市が負担するのか。そういうことはあるのか、組合の方の考えを知らせていただきたいと思います。

3番目に、負担金検討部会があります。負担金検討部会において、鴻巣市、行田市、彩北広域清掃組合がメンバーというふうに行田市の方から回答をお聞かせいただきました。それでは、どのような方がメンバーに入っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

4番目、負担金検討部会の職務は何なのか。何を仕事としてこの職務をやっているのか。その職務内容をお聞かせいただきたいと思います。

5番目には、この負担金検討部会、これまでに決定した事項があるならば、お聞かせいただきたいと思います。

6番目に、現組合ごみ処理施設の解体費用を改めてお聞かせいただきたいと思います。以前もありましたけれども、改めて今回この施設の解体費用はどれぐらいを予算組んでいるのか、お願いいたします。

7番目に、やはり同じ敷地内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等の除去処分の方法はどのようなふうを考えているのか、お願いいたします。

最後、8番目、敷地内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等の除去処分の費用を分かるようでしたら教えていただきたいと思います。

以上、第1回目の一般質問とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

[内山正一事務局長 登壇]

○内山正一事務局長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。



初めに、ご質問の1番目、鴻巣市の彩北広域清掃組合脱退及び現焼却施設解体関連事項の1点目、鴻巣市は2022年度中の脱退の意向を行田市に伝えたが、脱退期限は今も変わらないかについてでございますが、構成市間の協議に関することにつきましては、組合としてお答えする立場にございません。

次に、2点目の鴻巣市が脱退した場合、現組合ごみ処理施設の解体費用と施設内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等の除去処分費用は全て行田市が負担するのかについてでございますが、鴻巣市が脱退となれば、地方自治法に基づき、組合の解散に伴う各種費用負担については構成市間の協議が必要となるものと認識しております。

また、平成17年8月に当時の構成市町村と組合で取り交わした彩北広域清掃組合における運営管理に関する覚書の第2条第3号により、「前組合（行田、吹上清掃事業組合）が建設した焼却施設等の建物並びに組合敷地内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等について、処分が必要になった場合は、行田市と吹上町で負担割合により処理するものとする。」とされております。

次に、3点目、負担金検討部会における、鴻巣市、行田市、彩北広域清掃組合の構成メンバーについてでございますが、行田市においては環境部局の部課長、副参事、主幹、鴻巣市は環境部局の部課長、副課長、組合は局長、主幹でございます。

次に、4点目、負担金検討部会の職務は何か及び5点目、負担金検討部会、これまでに決定した事項を聞きたいにつきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

ご質問の負担金検討部会は、令和2年3月に鴻巣市が行田市に提出したごみ処理負担金の見直しについての要望があり、検討が開始されたものであると認識しております。本組合は、オブザーバーとして立ち会わせていただいております。その内容等についてはお答えできる立場ではございません。

次に、6点目、現組合ごみ処理施設の解体費用についてでございますが、現在試算はしておりません。過去の実績だけでは経費の推測が難しい現状であります。情報の収集に努めてまいりたいと存じます。

次に、7点目、敷地内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等の除去処分方法に

ついてでございますが、どのように処分するかは未定であり、構成市との協議も必要となりますが、掘り起こす場合にはその必要性についても検討する必要がありますが、

次に、8点目、敷地内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等の除去処分費用についてでございますが、試算はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 再質問ありますか。———8番 高橋弘行議員。

○8番 高橋弘行議員 それでは、再質問させていただきます。

今、ご答弁いただきまして、ありがとうございます。それでは、(1)に対して再質問をさせていただきます。最初の答弁では、鴻巣市の意向というのは分からないということでお聞きいたしまして、それを踏まえて、あえてお聞かせいただきたいと思います。

来年、令和5年2月、この彩北広域清掃組合では、令和5年度の彩北広域清掃組合の事業計画、それから予算が提出されるわけでございます。例年であれば、そういうふうになる。そうすると、通常であれば、鴻巣市が令和4年度で脱退なら予算に鴻巣市の負担金は計上されないというふうになると思うのです。すると、これを考えると、その時までに来年の2月の彩北広域清掃組合定例会までには脱退が決まらなければ、するか、しないかの判断しなければ、予算書も作成できないというふうに私は感じます。それについて、まずどういうふうになっているか、事務局の方でお聞かせいただきたいと思います。

それから、(2)について再質問させていただきます。先ほど平成17年8月で、当時の構成市町村でということでの覚書があるということで、その負担割合もそこで処理するというようなご説明でございました。それでは、それについて何点か再質問します。その平成17年8月、この当時の構成市町村というのはどこなのか、改めて確認をさせていただきます。

そこでは、先ほどの説明だと、負担割合より処理するものとするというふうに言われておりますが、これは今の財産ということになるけれども、それに含まれるのか。これについて、もう一度確認をします。

それから、平成17年8月の覚書というのは、これは今でも生きているのか。

それをお聞かせいただきたいと思います。

(3) に関しては分かりました。

(4)、(5) は、お伝えする立場でないというので、それではそれは結構です。

それでは、(6)、(7)、(8) について、一括してひとつ再質問させていただきます。(6) の解体費用、それから(7) の除去処分方法、それから敷地内に埋め立てた廃棄物等の処分費用、こういうものは今後しっかりした計画が出てこなければ、今後の解体、またそのやり方についてはしっかりと決めなければならないというふうに私は考えております。

そこで、一つ再質問させていただきたいと思います。その解体費用を含めた除去費用、これは当組合が責任を持ってやる仕事でいいのですか。ほかのところではないのだと。この当組合が全てこの3つの解体費用を含めた除去方法、除去費用は全てここが責任を持って行うというふうに解釈していいのかどうか。そのところをしっかりと聞かせいただきたいと思います。

以上、再質問とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 再質問に順次お答え申し上げます。

まず、令和5年2月の組合議会に提出する予定の令和5年度組合会計予算で鴻巣市の負担金は計上されるかについてでございますが、組合では計上予定で準備を進めております。

次に、平成17年8月の覚書の構成市町村はどこか。今でも有効か。財産処分には全て含まれているかについてでございますが、平成17年8月に本組合と当時の構成市町村でありました行田市、吹上町、南河原村で取り交わした覚書でありまして、その有効性について、組合として改めての確認はしておりませんが、地方自治法施行令第5条の規定に基づき、吹上町については鴻巣市に、南河原村については行田市に継承されているものと認識しております。繰り返しになりますが、覚書の条文には、前組合、行田、吹上清掃事業組合が建設した焼却施設等の建物並びに組合敷地内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等について、処分が必要となった場合は行田市と吹上町で負担割合により処理するものとする」と記載されております。

3点目、現組合ごみ処理施設の解体費用等の試算は組合が責任を持ってやるのかについてでございますが、積算するに当たりまして、調査委託などの費用が必要な場合は構成市にも連絡、相談をさせていただいた上で進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上で、高橋弘行議員の質問は終結いたします。

次に、4番、細谷美恵子議員。

[4番 細谷美恵子議員 登壇]

○4番 細谷美恵子議員 4番、細谷でございます。通告してありますので、質問させていただきます。

8月ですけれども、7月と8月、毎日新聞、埼玉新聞、読売新聞等々で新聞報道がございました。先ほどから、ほかの議員さんもおっしゃっておりますが、鴻巣市が本組合から離脱をしたいと。そして、その期限は今年度中だと。今年度末までだと。来年の3月というようなことがありましたが、大変皆さん注目をしている。住民の方々も注目しているということでもありますので、ここに正副管理者おいででございますので、この点について、せつかくですので、その所見をいただきたいというふうに考えます。

その新聞報道ですが、前鴻巣市長の方から、令和4年度をもって彩北広域清掃組合から脱退したいというようなことを行田市の方へ書面、文書で通告したのだと。それに対して、改選後の鴻巣市の新市長、並木市長も、その脱退する方針は同じだというようなことを明らかにされたという新聞報道がございます。その基は、負担金の割合がちょっと処理量に応じてされていないのではないかというところが発端で、そのような脱退だという話になったというふうに報道されております。

しかしながら、この組合は、変遷をたどりながらも、50年間、吹上町と行田市で、燃えるごみ等処分してまいりました。老朽化した炉もあります。そして、焼却灰等が最終処分場としてこの小針クリーンセンターの地中にも、9万トンというふうに聞きますが、埋め立て、上を塞いだ形で埋めてあるという状況であります。この現状をよく鑑みていただきまして、私考えるに、最終的にどちらも、

行田市は羽生市と、そして鴻巣市は新しく吉見町と、そして北本市と新しい組合を結成し、炉も新しく建設し、別々にごみ処理をやっていくということはもう決まっております。ですから、遅かれ早かれ、この施設は終了すると。建物もそうです。そして、焼却灰を、今はもう、先ほどありましたけれども、太平洋セメントの方でリサイクルをしているということですが、それまでにたくさん埋めてある最終処分場の処理も協力して最後までしっかりとやっていかなければならないというふうに考えます。自分たちで出したごみは最後まで自分たちで処理する。焼却灰まできちんと処分して、借りているところに返すなり、そういう環境衛生も考えて、しっかりとやっていかなければならないというふうに考えます。

特に建物、焼却炉は老朽化して、37年経過しております。これから何年か後にはその役目を終わるわけですがけれども、その炉もしっかりと処分しなければならない。今、各地で問題になっている空き家、本当に老朽化した空き家が大変な社会問題になっていたりします。同じように焼却炉なんていうのは、本当にしっかりと最後まで皆さんにご迷惑をかけないように、組合が主導して、両市協力して処分をしなければならないというふうに私は考えております。

それで、今、この組合の正副管理者がおいででございますので、組合議員としましては、1点目、令和2年3月の負担金見直し要望について、2点目、令和4年3月の鴻巣市が組合からの脱退をしたいという通告について、組合の正副管理者においてはどのようなご意見をお持ちか、どのような感想をお持ちかをそれぞれ伺いたいと思います。

1回目の質問といたします。

○吉田豊彦議長 細谷議員さんに申しますけれども、正副管理者という形でご意見を聞きたいという話でしたけれども、組合の方からは、代表して、管理者の方から答弁をお願いします。———管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

ご質問の組合構成市である鴻巣市に関わる新聞報道、毎日新聞の7月15日、埼玉新聞、7月16日、読売新聞、8月2日についてでございますが、まず①の令和2年3月の負担金見直し要望、それと②の令和4年3月の組合からの脱退通

告につきましては、構成市間における案件でありますので、管理者、副管理者としてはお答えする立場にはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 再質問ありますか。———4番 細谷美恵子議員。

○4番 細谷美恵子議員 まず、通告してありますので、管理者、副管理者ということで通告してありますので、どのような経緯でそれは却下されたのかという、まずそこがちょっと。通告、通っています。議運も通っています。それなのに、なぜ議長がここでこれを却下するのですか。

○吉田豊彦議長 ここは組合議会であり、市同士の議会ではないです。組合議会です。管理者が代表して答えた。これは議長の権限ですから、了解してください。

○4番 細谷美恵子議員 議長の権限で質疑をさせないということですが、それでしたら議長の権限ということで了解しました。ただ、所見を問うということです、正副管理者の。市長さんに聞いているわけではありません。組合議員として、組合の管理者と副管理者に所見を伺っているのです。そういう形で伺っているのです、所見は述べられると思いますので、お願いいたします。市長として聞いているわけではありません。

○吉田豊彦議長 ———管理者。

○石井直彦管理者 まず、所見についてなのですから、今、協議中で一生懸命やっているところですから、これは今ここでお答えするようなことではない。ましてや、まだ全然方向性もきちっと決まっていない段階で、こうですという形は言えないので、今、一生懸命協議を進めているところだというふうにご理解をお願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上で、細谷美恵子議員の質問を終結いたします。

次に、10番 竹田悦子議員。

[10番 竹田悦子議員 登壇]

○10番 竹田悦子議員 議席番号10番、日本共産党の竹田悦子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

世界中で異常気象による災害が相次ぎ、気候変動対策の強化が求められる中、

エジプトで11月6日から18日まで、国連気候変動枠組条約第27回締約国会議が開かれています。COP27では、約120ヶ国の首脳らが温室効果ガスの排出削減をいかに効果的に実施するか議論します。途上国への資金提供をめぐる交渉も注目されています。国際社会は気温上昇を産業革命前比で1.5度に抑えることで合意していますが、現在の取組は壊滅的な温室化、温暖化を回避するために不十分です。締結国は最善の努力をすべきと考えます。こうした立場から、あらゆる一つ一つの場面での気候危機打開への取組が必要と考えますので、質問をいたします。

1、構成市のゼロカーボンシティ宣言を受けて、本組合の取組について。

(1) 地球温暖化が進む中で、2050年までに二酸化炭素排出量をゼロにするために、2030年までの取組が重要とされています。構成市のゼロカーボンシティ宣言を受けて、ごみ焼却を行っている本組合としても、二酸化炭素排出量ゼロにする計画を持つことについて。取りわけ二酸化炭素排出の要因となっている、廃プラ、ビニールの排出を抑えるために構成市と連携した取組を行うことについて伺います。

2、現行施設の解体費用について。2017年第3回定例会において、本施設の解体に関する費用について、当時他の議員の質問に対し、約2.4億円と答弁しているが、最終的な数字は示されていません。組合では積立てをしないとのことですので、組合として責任を持って、構成市に対し数字を示すことについて。現在、行田市は、羽生市と新ごみ処理施設建設の事業を進めています。鴻巣市は、北本市、吉見町と同様の建設事業を進めています。現在稼働している小針クリーンセンターの解体は今後の課題でもあります。現行施設の解体費用についてどのように考えているのか、伺います。

3、精密機能検査結果について。(1) 昨年度行われた精密機能検査の結果と評価、今後の対応について。昨年度の決算報告書を見ると、精密機能検査業務委託料として434万5,000円が執行されています。昨年度行った検査の結果と、どのような内容で報告されているのか。それに対する評価、今後の対応についてお答えください。

4、負担金をめぐる協議の進捗について。(1) 新聞等でも報道されているが、

協議の実態と進捗について。これは、他の議員が同様に3人の方が質問を行いました。本組合の在り方についても最終的には市民生活にも大きな影響を与えると考えますので、どのような話合いが行われているのか、今後の見通しについてもお答えください。

以上で壇上での質問といたします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

[内山正一事務局長 登壇]

○内山正一事務局長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

初めに、ご質問の1番目、ゼロカーボンシティ宣言を受けて、本組合の取組についてでございますが、ゼロカーボンシティへの取組の一環として、分別の徹底や排出抑制の取組は、構成市にて実施をされていると認識しております。現施設は熱回収による発電の機能は有しておらず、改造して新たに付加する予定もございません。

本組合としましては、まずは日々搬入されるごみの安定した安全安心な焼却処理を継続するとともに、家庭系のごみはもとより、事業系ごみにおける搬入不適物の混入の監視や、行田市及び鴻巣市吹上地域の小学4年生を中心とした施設見学における、分別ルールを守ることの重要性の説明などを通して、環境保全意識の醸成に努めてまいりたいと存じます。

次に、ご質問の2番目、現行施設の解体費用についてでございますが、2017年、平成29年11月の組合議会定例会の一般質問への答弁でお示した2億4,000万円につきましては、当時組合で収集した過去における他団体の解体費用実績をその施設の処理能力で割り、1トン当たりの平均額を基に、当組合施設の処理能力を掛けて算出した金額でございました。

現在の経済情勢等から、建設費用同様に解体の費用も高騰しているものと推察いたしますが、最終的にいくらかかるのかは、現段階での試算は行っておりません。今後、解体費用を含め、構成市のご負担に関係する諸経費については、お示しできるように情報収集や試算等を行ってまいりたいと存じます。

次に、ご質問の3番目、精密機能検査結果についての今後の対応についてでございますが、結果につきましては、プラントメーカーや運転管理委託業者とも共



有し、今後の使用期間なども考慮しながら、補修計画に生かしてまいりたいと存じます。

次に、ご質問の4番目、負担金をめぐる協議の進捗についての協議の実態と進捗についてでございますが、負担金検討部会へはオブザーバーとして参加をしており、両市の協議は負担金割合についてございました。組合としましてはお答えする立場にございませんので、ご理解いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 再質問ありますか。———10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 では、再質問を行います。

1のゼロカーボンシティ宣言を受けての本組合の取組の(1)について再質問を行います。家庭ごみや事業系ごみにおける搬入不適物の混入の監視や分別ルールを守ることの重要性の説明を通して環境保全意識の醸成に努めるというご答弁でした。そして、構成市での取組は重要であるとお答えになりましたので、私もその認識しております。しかし、昨年度は二酸化炭素排出の要因となっている廃プラやビニールの混入が2020年度よりも4.1%も増えています。先ほど議論した決算の中の付表の中でも、明らかに分別の徹底がされていないというのが現実だというふうに考えます。さらに、不燃物類も0.9%も増えて7.1%になっているということは、組合の努力はあるけれども、実態はそういうふうになっていない現実があるというふうに思います。ですので、構成市の取組だけでよいのか。組合としても、もっとイニシアチブを発揮していく方がよいのではないかと考えますので、見解をお答えください。

続いて、2の現行施設の解体費用についてです。これまでよりも踏み込んだ答弁をいただいています。情報収集しながら構成市にお知らせするようになりたいということでもありますので、一步踏み込んだご答弁をいただいたのはよかったというふうに思います。

循環型社会形成推進交付金というのがありまして、解体の跡地利用についても、焼却施設の解体事業は焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する場合は交付対象となるが、一部あるいは全部を使って建設する場合は交付対象になるというのが循環型社会形成推進交付金です。しかし、行田市は、基本的に

はこの場所というか、跡地を利用した事業を進めていますが、鴻巣市は新たな組合せで別の場所に建設するということになる、この跡地利用に出る交付金はどのように活用されていくのかというふうにはちょっと疑問が出てくるわけです。そういう点では、国の循環型社会形成推進交付金を、行田が建てた場合は出るのか。別々に分かれた鴻巣の分はどうなるのかというのを含めて、どのような解釈をされているのか。国からはどのような通知が来るのか。令和4年11月の資料を見ますと、この場所に造ると交付金は出ますというふうになってはいますが、その後の組合せによってはどのように交付金が活用されていくのか、大変疑問ですので、どのように解釈しているのか、お答えをいただきたいと思います。

続いて、精密機能検査結果についてであります。1番は、今年度、令和3年度に9,000万円かけて2号炉の修繕を行いました。そういう点からいうと、補修計画、今後、1号炉とか2号炉とかいろいろ出てくると思うのですが、補修計画をどのようなスタンスでやろうとしているのか。補修計画の具体化と財源確保について、基本的には毎年の予算の中で執行されていくと考えますが、財政調整基金で賄っていけるのかも含めて、財源確保についてお答えください。

それから、負担金をめぐる協議の進捗についてということで、組合では基本的には両市間の話合いの中身なので、お答えできないということでしたが、しかし、これらの協議がどうなっているかということとどこで公表していくのかということは、最終的には市民生活にも大きく影響するわけですし、市民生活イコール税金の使われ方にも大きく影響するわけです。そういう点からいうと、やはりこの組合からの情報公開、それと併せた市民の知る権利をどう考えているのか。もちろん協議ですぐさま一致するとは思いませんけれども、ここまでは一致しています。ここはこういうふうには考えていますというところが、しかるべき情報開示されるのが、本来、市民が主人公、国民への情報公開という点で、私は襟を正して報告すべきだと考えますが、いかがでしょうか。以上です。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 再質問に順次お答え申し上げます。

まず、ごみ質の変化は構成市だけの取組でよいのか。組合として、もっとイニシアチブを発揮してもよいのではないか。見解を伺いますについてでございます

が、決算付表には直近14年間の測定数値を掲載しておりますが、組合といたしましては、年度間の増減はありながらも急激な変化は認められないものと解釈しております。施設の安定稼働を維持できるよう、繰り返しになりますが、構成市にもご協力をいただきながら分別ルールの徹底と不適物の混入の監視に努めてまいりたいと存じます。

次に、交付金要領の取扱いについて、どのように解釈をしたらよいか、認識を伺いますについてでございますが、本組合では、小針クリーンセンターの解体跡地を活用した新たな廃棄物処理施設の整備を予定しておりません。このため、現在の循環型社会形成推進交付金制度においては、跡地を活用しない解体については交付対象にならないものと認識しております。なお、解体費の交付金制度については、近年、大きく改正が行われていることから、引き続き注視するとともに構成市との情報共有に努めてまいりたいと存じます。

次に、補修計画の具体化、財産確保、財政調整基金についてでございますが、これまで施設の整備補修が必要な箇所につきましては、日々の点検や事前調査から毎年洗い出しを行い、取捨選択をし、実施をしてまいりました。今後につきましても、施設の使用期間を考慮し、過度な整備とならないよう注意をしながら、安定稼働を継続できる内容の補修を実施していきたいと考えております。

また、財政調整基金につきましては、事業費の財源として有効に活用してまいりたいと存じます。

次に、負担金をめぐる協議の進捗についてでございますが、情報公開とのことではありますが、先ほども答弁申し上げましたとおり、組合はオブザーバーとしての立場でございます。構成市間における協議でありますので、組合としてはお答えする立場ではございませんので、ご理解をいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上で、組合に対する一般質問を終結いたします。

---

#### △特定事件の委員会付託

○吉田豊彦議長 次に、日程第7、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に

関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長　ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和４年第２回彩北広域清掃組合議会定例会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

午後　３時　３９分　閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

吉 田 豊 彦

彩北広域清掃組合議会議員

細 谷 美 恵 子

同

小 泉 晋 史